

社会福祉法人栗ヶ窪保育所 役員報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人栗ヶ窪保育所の理事長、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員（以下「役員」という。）の職にある者に対しての報酬について定める。

第2条 役員報酬は無報酬とする。

附 則

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。